

至 急

日 薬 業 発 第 3 6 2 号
令 和 3 年 1 2 月 2 7 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 山 本 信 夫
(会 長 印 省 略)

誰もが簡易かつ迅速に利用できる検査の環境整備について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度補正予算による、都道府県による検査無料化の取組としての「①ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業」、「②感染拡大傾向時の一般検査事業」については、12月15日付事務連絡ほか、また12月17日に開催した「新型コロナウイルス感染症医療用抗原検査キットの薬局販売及び薬局等を活用した都道府県の無料検査事業への対応に係る全国担当者会議」において、その対応につきご説明したところです（別添1、2、3、4）。

今般、B.1.1.529系統の新たな変異株（オミクロン株）の市中感染が確認される状況にあって、都道府県知事の要請に基づき、上記②の「感染拡大傾向時の一般検査事業」が実施できることとされました（別添5）。

これについて政府は「感染地域での無料検査については、大阪に加え、京都、沖縄、東京でも、都府県内全域で、感染への不安のある方は誰でも、無料で検査を受けられるようにいたします。」と発表し（12月24日）、これら都府県においてはすでに「感染拡大時の一般検査事業」が開始されております。またこうした状況を受け、他の道県においても急速に無料検査事業の準備が進められております。

これら無料検査事業においては、地域住民にとって身近な薬局が地域の検査の拠点としての役割を担うこととなっており、薬局、薬剤師会は至急、無料検査事業への対応を進める必要があります。

各都道府県薬剤師会におかれては、地域住民の検査へのアクセスを確保するため、都道府県の補助金を活用するなどし、各薬局において十分な感染対策がなされた上で、各地域において一定程度の薬局が検査事業に対応できるよう、早急なご対応を賜りますようお願い申し上げます。また、薬局の構造等により検査事業の実施に十分な感染対策が叶わない薬局にあっては、医療用抗原定性検査キットの販売を行い、地域の医療機関との連携により、地域の感染拡大防止のための対応を進められるよう、併せてお願い申し上げます。

なお、無料検査事業関連の資料等については案の時点で情報提供していただきましたが、補正予算の成立を受け、改めて各都道府県宛に事務連絡が発出されておりますので別添のとおりお知らせいたします。

<別添>

1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の創設について（令和3年12月20日．内閣府地方創生推進室、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡）
2. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いについて（定着促進事業の適正執行のための市町村との連携について）（令和3年12月20日．内閣府地方創生推進室、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡）
3. ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱（令和3年12月22日一部改正）
4. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いについて（令和3年12月22日．内閣府地方創生推進室、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡）
[別添] 検査促進枠交付金を活用した検査無料化の実施に関するQ&A（第2版）（令和3年12月22日時点）
5. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いの補足等（令和3年12月23日．内閣府地方創生推進室、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡）

※ 今後、無料検査事業に係る情報については以下のページを確認いただくほか、都道府県と緊密に連携をお取りいただくようお願いいたします。

・内閣官房「国民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復」ページ
<https://corona.go.jp/package/>

・内閣官房・内閣府「地方創生」ページ
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 > 地方公共団体向け文書 > 1-3. 検査促進枠
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/jimurenaku.html>